ClassNK PSC Bulletin

Date:	16 December 2015
No:	NK-PSC-04
Attachment	No / Yes: page(s)

Title:

寄港国政府に対する欠陥の報告

Typical deficiency (outline of comment) by PSC:

PSC 検査において寄港国政府に未報告の欠陥が発覚し、拘留欠陥として指摘される

Port State Country: Australia, USA Port: All ports

Action taken by PSC: Detention / Rectify before Departure / Others ()

Description:

SOLAS | 章 11 規則(c)に、船舶に事故が生じた場合又は船舶に欠陥が発見された場合において、船舶の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該船舶の船長又は所有者は、以下の通り報告する旨が規定されております。

- 1)関係証書の発給について責任を有する主管庁(つまり船籍国)、指名された検査員又は認定された団体(つまり船級協会)に出来る限り速やかに報告
- 2)他の締約政府の港にある場合、締約国の当局(つまり寄港国政府)にも速やかに報告

2)に関して各国により取扱いに差異があるようですが、AMSA 及び USCG に関しては同国国内規則に規定されており、特に最近、厳重に取扱いされております。PSC 検査において未報告の、条約に係る欠陥が発覚した場合、拘留処分を受ける事例が報告されております。

<必要な対応>

上記に係わる設備の故障が航海中に発生した場合、船籍国あるいは船級協会の他、寄港国政府、とりわけ AMSA もしくは USCG への入港前の事前報告も実施するようにして下さい。未報告のまま PSC 検査で指摘を受けた場合、拘留処分を受ける可能性があります。他国の同様な取り扱いについて情報を得ましたら、別途 PSC Bulletin でお知らせ致します。

各国規則は以下の通りですので、詳細は各国ホームページをご参照下さい。

AMSA: Section 185 and 186 of the Navigation Act 2012、他
(http://amsa.gov.au/vessels/ship-safety/incident-reporting)

USCG: Title 33 Code of Federal Regulations (CFR) Subpart 164.53 (http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=16a3f126c4a6f832d155762e88d9c0be&mc=true&node=se33.2.164 153&rgn=div8)

以上